

発議第2号

多可町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

多可町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年9月2日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 廣畑幸子

多可町議会会議規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日

議会規則第 号

多可町議会会議規則（平成17年多可町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

多可町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------------------|---|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 (略)</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> |